論理上当然である。
は、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、あるならば、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、

の上にいただいてきたところに、日本国の独自な姿がある。

敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国をは、その実体たる日本国を

代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によってつちかわれた人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かれらが近人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かれらが近貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自な風格をそなえていた。それは、貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自な風格をそなえていた。それは、貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自な風格をそなえていた。それは、貢献していた。というに、日本国の独自な姿力ある。

国民性を発揮したからである。

能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。おおらかな風格あるこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根底に確固日本人となることができるのである。日本人となることができるのである。日本人となることができるのである。のようなたくましさとともに、日本の美しい伝統としては、自然と人間また、これまで日本人のすぐれた国民性として、勤勉努力の性格、高い知また、これまで日本人となることができる。われわれは、これらの能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの能水準、すぐれた技能的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの能水準、すぐれた対した。

敬に値する人は、職業、地位などの区別を越えて共通のものをもつのである。ちいである。そしてまた人間歴史の進むべき方向であろう。人間としての尊らいである。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによる。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによる。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによる。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによる。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることができるであろう。

増大する人口という恵まれない条件のもとにおいても、世界の人々とともに、特色を再認識し、さらに発展させることによって、狭い国土、貧弱な資源、

の根底に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に対して畏

以上に述べてきたさまざまなことに対し、そ

畏敬の念をもつこと

くのである。 敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づ

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはおずから自己の生命をうんだのではない。われわれには精神的は、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もが真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念も由来する。われわっての宗教的情操であり、人間の尊敬と愛もそれに基づく。

は真に自主独立の気魄をもつことができるのである。とれわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれさせ、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚

(文部科学省HP→審議会情報→過去の審議会→中央教育審議会)

### ◆同和対策審議会答申

(一九六五・八・一一)

#### 一同和問題の本質

同和問題の認識

て重大な社会問題である。

て重大な社会問題である。

しいわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成されたいわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的の事態に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会が、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしくが、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしくが、日本国民の一部の集団が経済的・社会が、日本社会の歴史的発展の過程において形成されたいわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成されたいわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成している住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民ている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民でいる。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよ部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」ということである。(略)

#### 四 教育問題に関する対策第三部 同和対策の具体案

確立の基礎的な課題である。 してとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義のしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義のしてとくに重要な役割を果すものと → 基本的方針

重する教育活動が積極的に展開されねばならない。

立な、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育をよび、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育をよび、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育を貴ぬくことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)お貴ぬくことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)お貴ぬくことである。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

① 「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導をいっていることに反省される必要がある。人権尊重の民主主義教育の推進が、大針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべ教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべ教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別の配慮に基づいた労別の教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育が推進される必要があるという普遍的な教育の場において、考慮しなければならない。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。なお、同和教育を進めるに当っては、「教育の中立性」が守らるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられねばならない。

- 教育行政機能の積極性(略
- ③ 同和教育指導者の不足と充実(略)
- ④ 政府機関相互の連絡の調整(略)

# ◆地域改善対策協議会・今後における地域改善

対策について(意見具申抄)

## 地域改善対策の現状に関する基本的認識

地域改善対策協議会と

1

同対審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年間同対審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年間の対策を実施してきている。

これらの対策の推進により、同対審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区と一般地生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたといえる。また、心理的域との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたといえる。また、心理的域との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたといえる。また、心理的では、同和地区の劣悪で低です。

できることを指摘した。今日、これらの差別の解消が進んできたことは、同環境等同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別に分けることがれば、言語や文字や行為を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活同対審答申は、部落差別は、半封建的な身分的差別であり、これを分類す